

第1回（仮称）新宿区町会・自治会活性化推進条例 検討委員会

令和5年10月31日（火）午前9時45分

新宿区役所本庁舎5階大会議室

出席者：19名、欠席者：1名

事務局：地域コミュニティ課長、玉置コミュニティ係長、竹本主査、一瀬主査

株式会社ダイナックス都市環境研究所橋本、小池、北坂、細川

地域コミュニティ課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回（仮称）町会・自治会活性化推進条例検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

開会に先立ちまして、吉住健一新宿区長からご挨拶申し上げます。区長、お願いいたします。

区長 おはようございます。お忙しい中、このようにお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび（仮称）町会・自治会活性化推進条例を策定していきたいと考えておりまして、皆様にご協力をお願いさせていただいたところでございます。お引き受けをいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、町会・自治体の活動というものは、伝統的に昔からいわれている地域の絆づくりであるとか、特に防犯・防災、あるいは地域の集まりを広げていくための様々なレクリエーション活動、あるいは地域の様々な課題について、我々行政機関につないでくれる役割を果たしてくださっています。また、行政を補完していただけるような形でも活動してきてくださいました。

一方で、マンションが増えてきているということ、それから一人一人の生活のスタイルが変わってきまして、親御さんが一生懸命やっているの、自分まで出ると恥ずかしいという気持ちや、それと同世代の人がいないと、年代が離れた人ばかりで、取っつきにくさがあり、なかなか集まってこないということが続き、大分、町会の加入率というのが下がってきています。

これからその先、新宿というまちは人口が今のところ2040年ぐらいまでは増えてい

くという見込みではあるのですが、その中には外国人留学生ですとか、就職あるいは進学で新宿に転入しても、慣れてくるとほかのまちに移っていく方というのが定量的に確認されています。絶えず新しい人が来ているのですが、どんどん入れ替わっていく。一方で、親の代、祖父の代からずっと新宿に住み続けている人もいて、ここで子育てなどをする、あるいは事業を立ち上げて、思い入れを持っていただいて、このまちに残り続けてくださっている、岩盤のような住民の皆さんもいらっしゃいます。

そうした方々が、どうやったら新たに来た人と、もともといる方たちが融合することができるか。マンションという1つの自治会規模の建物の中に皆さんお住まいになっていますが、最近つくってくるタワーマンションというのは、本当に500～600世帯が当たり前で、令和11年にできる予定のところは約3,000世帯が1つのマンションの中に入っているという、もう巨大なまちです。

そうしたまちが出来上がったときに、地域とどう融合できるのかとか、あるいは建物の中である程度完結していると、行政との関わりは希薄だと感じる。実際そんなことはなく、いろいろなサービスを受けているわけなので、便利になればなるほど、水や空気と一緒に当たり前の状態になりますので、なにか周りと連携して自分が生きている、生活しているということが分からなくなってくる、そういう状態になってきます。

そうすると、今度はまちで何か課題があったときに、みんなで一緒に何か解決しようということではなくて、何で誰かがこれ解決しないのかというような、もう完全に他人事になってしまう。そういう状態は避けなくてはならないと私は思っております。

そういう意味で、今回、こうした条例を制定して、住民の皆様へ提起をさせていただきました。住民の皆様、町会・自治会、10地区に分かれているんですが、この夏そこにご説明に上がったところ、おおむね大方の地域では賛同をいただいているという状態になっています。

マンションについては、もともとの在来の町会と一緒になったときに、議決権はどうするのか、あるいは、マンションの住民の方の町会費の徴収方法といった課題があります。

明らかにその地域にマンションがあつて、そして地域の方がお祭りや、子ども縁日、パトロール、防災、様々な面で地域の人が汗をかいている中で、マンションの人たちも快適な暮らしをしている状況において、何ら関係を持たなくてもいいのだろうか。そういうところにもちょっと疑問を持っていただいたり、バランスのとれた付き合い方はどういうことなのかとか、そういうことをこの検討会の中で議論していただければありがたいなとい

うふうに思っています。

様々な多様性のあるまちですので、何か1つの法則、方式がいわゆる最適解になるかどうかという、そこは難しいと思っています。ただ、こういう場合だったらこういうことが準用できるのではないかと、そうした、みんなが利用できるようなルールを、最大公約数に近づいていけるようなルールを、この中で話し合っていいただければ大変ありがたいなと思っています。

そうしたことを少しずつ意識していくことによって、このまちのいわゆる求心力というものが高まっていて、このまちを大事にしようという人が多くなっていくと思いますので、そうした効果を求めて、今回こうした取組を始めました。他の自治体に既にありますので、それをコピーして新宿に名詞だけ替えてしまえばできてしまうのですが、あえてそういう楽はせず、2年間かけて議論をさせていただいて、丁寧にみんなと一緒につくっていくということが目的で今回設定させていただいておりますので、どうか、その辺もお含みおきいただきながら、皆様の考える自治会・町会、あるいはコミュニティのあり方についてご意見を賜れば幸いです。

ちょっと長くなりましたが、そういう思いがあるということを、あらかじめお伝えした上で、これからの議論をお願いしたいと思ひまして、駄弁を弄しました。どうも失礼いたしました。

地域コミュニティ課長 区長、ありがとうございました。ここで公務の都合により吉住区長は退席をさせていただきます。

区長 よろしく願いいたします。

(吉住区長 退席)

地域コミュニティ課長 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。机の上に先ほど申し上げましたが、委嘱状を置かせていただいております。そのほかの資料でございますが、まず次第でございます。そして、資料の1、(仮称)町会・自治会活性化推進条例の制定に向けた検討について、資料の2といたしまして、町会・自治会に関する条例を制定する意義と効果について、資料の3といたしまして、各種調査及び条例検討に向けた意見交換会の結果分析について、資料の4といたしまして、(仮称)町会・自治会活性化推進条例の検討に向けた意見交換会結果概要、資料の5といたしまして、骨子案(たたき台)作成のための論点について。

資料については以上でございますが、そのほか、青いファイルを机の上に置かせていた

だいております。町会の加入率の推移ですとか、昨年度から実施をいたしましたアンケート調査の報告書、また、夏に開催した意見交換会のご意見の全件の一覧、また、先行の自治体の町会の条例の条文など、データの参考資料集として常設でお使いいただければと思います。資料については以上になります。不足等ございましたら、挙手をお願いしたいと思います。また何かございましたら、会の途中でもお近くの職員にお声がけをいただければと思います。

なお、本日は議事録等資料作成のために、録音及び会議の様子撮影をさせていただきますこと、ご了承いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、次第の3番、委員長の選出に移りたいと思います。

最初に、本委員会の委員長を選出したいと思います。

委員長につきましては、設置要綱の第5条で、委員の互選で定めるとしてございます。どなたかご推薦がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。O委員、お願いします。

O委員 学識経験者でありまして、この分野では大変造詣の深いA委員をご推薦したいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(拍手)

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。

それでは、本委員会の委員長は、A委員をお願いしたいと思います。

それでは、A委員、よろしくお願いいたします。

ここからは、進行のほうもA委員をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

A委員 ご指名いただきましたので、委員長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それから、副委員長というか、職務代理といいますか、隣におられますB委員をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

B委員 よろしく申し上げます。

A委員 それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。

次第は、既に次は4番となっておりまして、条例検討の背景及び進め方についてということとあります。今日は第1回目ということで、私自身も緊張しておりますし、皆さんも多分、まだこの委員会はどういうことになるのだろうかということで、少しまだ様子が分か

らないということかと思えます。

そこで、初めに条例の検討を行うことになった背景、この委員会で何を検討していくのか、その進め方等について委員会で認識を共有して、「よっしゃ、やるぞ」というふうになっていきたいと思えます。

これにつきまして、事務局から説明をしていただきます。

地域コミュニティ課長 それでは、初めに資料の1を使いまして（仮称）町会・自治会活性化推進条例の制定に向けた検討についてという資料をご説明したいと思えます。

まず、2ページをご覧ください。

様々な地域活動を行っていらっしゃいます町会・自治会は、地域コミュニティづくりの中心的な役割を担っていただいております。しかしながら、近年、加入率の減少や活動の担い手不足が深刻化しておりまして、町会・自治会組織の活性化が課題となっておりました。

区は、これまで様々な活性化支援事業を実施してまいりましたが、ここ数年、役員の方の高齢化やコロナ禍での活動停滞から、町会・自治会の持続性への危機感が増大したところでございます。

こうしたことから、住民の方、事業者、地域団体等が町会・自治会の様々な活動に自主的に関わるための条例を制定し、町会・自治会と地域コミュニティの活性化を図ってきたいと考えています。

3ページをご覧ください。

こちらは、町会・自治会の現状と課題、そして4ページから5ページ、こちらは、これまで実施をしてまいりました区の町会・自治会活性化支援事業を紹介しているページになります。後ほどご覧いただければと思えます。

6ページをご覧ください。

昨年度実施をいたしました町会・自治会について、一般区民の方にお聞きしたアンケートの結果でございます。

アンケートでは、どんな活動を町会・自治会がしているのか分からない。また、知り合いがいないと、そうした活動に参加しづらいというふうに答える方が多く、活動への関心の低さ、また活動や集まりに参加することに対するハードルの高さを感じているというような結果が出たところでございます。

こうしたことを踏まえまして、7ページになりますけれども、区は、こうした今までや

ってきた取組に加えまして、条例を制定させていただきまして、町会・自治会を知らない、あるいは活動への関わりが少ない住民の方、事業者の方と、町会・自治会活動の意義、重要性を共有しまして、一緒に地域一体となって住みよい地域づくりの活動に取り組むことをしようということが目的、そして期待する効果だと考えております。

8 ページをご覧ください。

8 ページは、条例の構成のイメージになります。町会・自治会は、地縁に基づく任意団体ということがございまして、加入や参加の強制はできません。しかしながら、条例によって、その基本理念、それから区の責務、町会・自治会、それから区民、事業者など、それぞれの役割を定める、そういったような大きな方向性を定めるというようなことをやっていきたいというふうに思っております。

同時にですけれども、条例を推進していくためには、具体的な、それを推進するための施策が必要だと考えてございます。

9 ページをご覧ください。

条例では、条例本体では町会・自治会の意義、重要性、また区の責務、それぞれの役割等を定めまして、併せて、この条例の実効性を担保するために必要な施策、そちらを検討していきたいと思っております。その施策については、行政側の内部の検討組織で、こちらの検討委員会と並行しまして、検討をしていくようなことで予定をしてございます。

9 ページの下の方になりますけれども、上が条例の本体、下が条例を支える施策の体系のイメージになってございます。具体的な事業については、この施策の体系の各項目にぶら下がってくる、そういうイメージになってございます。

10 ページをご覧ください。

条例の運用の、あくまでもイメージということで、条例そのものと、それから条例を推進する施策、その両方によりまして、各町会・自治会の活動、あるいは複数の町会が取り組む活動、またはエリア全体で取り組むプロジェクト、それぞれの内容に応じて、この条例と施策、そういったものを使って後押しをしていきたいというふうに考えてございます。

11 ページをご覧ください。

検討体制になります。この11ページの左側の青い組織、それがこちらの検討委員会になります。主に条例の本体の検討をしていただきます。緑色の真ん中の、区長の下に矢印が出ておりまして、庁内検討会議と書かれております区役所内の検討組織、こちらが主に条例を推進するための施策の検討を行っていくということで、このブルーのところ、緑の

ところ、それぞれの検討については相互に情報の共有を図りながら、整合性を図りながら進めていきたいというふうに考えてございます。

12ページをご覧ください。

今年度、来年度の全体のスケジュールになってございます。令和5年度は、条例の骨子案、条例にどのような項目を、どのように盛り込むのか、大きな方向性、条例の骨格の検討を行う予定でございます。来年度令和6年度は、その骨格を基に具体的な条文の検討を行います。

13ページをご覧ください。

13ページは、令和5年度に特化をした検討スケジュールを示してございます。今年度は、本日を含め3回開催をしたいと考えてございます。条例の骨子案でございますが、この夏に開催をしました町会・自治会との意見交換会でいただいたご意見、及び本日ご発言をいただくご議論を踏まえまして、事務局のほうでたたき台を、条例の骨子案のたたき台をつくりまして、第2回の検討委員会に、そのたたき台の案をお示ししたいというふうに考えてございます。

検討委員会の皆様には、それをたたき台として、次回以降、ご議論をいただきたいというふうに考えてございます。また、並行して、区役所内の施策の検討につきましても、途中、途中で本委員会に情報提供をし、ご意見を頂戴していきたいというふうに考えております。年度末3月には、区のほうで一般区民の皆様には中間報告というような形で進捗をお知らせしていく予定でございます。

資料の1、検討について、全体の進め方については以上でございます。A委員、よろしくをお願いいたします。

A委員 ご説明ありがとうございました。

今、事務局のほうからご説明があったわけですが、これは、行政らしく分かりやすくきちんと書いてあり、ご説明いただいたわけなのですが、もうちょっと学術的というか、学者の立場で、要するにこういうことという説明もあったほうがいいんじゃないかということになりまして、僭越ですが、資料2というのが次に用意されておまして、これは字ばかりで全然面白くない資料なのですが、説明して、「ふうん」というふうに思っていて、後でゆっくり読んでいただけるように、文字ばかりにしてあります。

私が作成をしたものでありまして、町会・自治会に関する条例を制定する意義と効果に

ついて、分かりやすく話してほしいということで、分かりやすいかどうか分からないのですけれども、説明をさせていただきますので、しばらくご辛抱いただきたいと思います。

私は、コミュニティ政策を研究しておりまして、新宿でも若干仕事をさせていただいたことがあります。もう10年ぐらいになりますかね。行政評価の仕事を10年前まで、10年間ぐらい、11年でしたかね、やっておりました。本来はというか、本来は行政評価の仕事というのは専門ではなくて、どちらかというと、町会・自治会とか、そういう地域コミュニティに関する研究をしている者でございます。

その立場から、まず新宿区の町会・自治会の特徴をどう考えているかということを、最初にちょっと書いております。この我々がいただいている資料集ですね、こういうブルーのファイルに入っております。これなども参照させていただきました。

ほかの自治体では、町会・自治会の加入率は非常に大事だということですが、大事な加入率が1年ごとに1%ずつ下がるという傾向がずっと続いております。今世紀からというふうに一応書きましたけれども、実はその前から同じように1%ずつ下がっているところが多い。

ただ、全盛期はまだ下がり方が緩やかだった自治体が幾つかあります。2000年あたりを境に、急に1%ずつというハイスピードで下がるようになった自治体が多いと思います。これは何とかしなければならぬのですけれども、幾つかの構造的要因がありまして、なかなかすぐには回復しないというのが、残念ながら実態であるように思います。

構造的要因というのは、例えば世帯規模が縮小しています。町会・自治会は地域住民全員を会員にしたいところですが、全員を会員にするというのは極めて難しいことなので、世帯をつかむことによって全員をつかむというふうにしてきたと思うのです。これによって活動の実態にも合っているし、全員をつかみやすい。これが自治会の大きな強みであったわけですが、今や世帯が1人とか2人とか、1人、2人で過半数だと思うのです。そうすると、町会・自治会の大きな成功を支えてきた世帯会員原則というものが成り立たなくなってきつつある。

例えば、こういう構造的要因です。実際に調査をしてみると、未加入者の中に1人世帯、2人世帯が多いと、統計的に有意にあるという傾向が見られます。そういった手ごわい構造的要因がほかにも、若年層において町会・自治会のことが十分伝わってなくて、すんなり入ってくれるというふうにならない。「入ってください」と言うと、「メリットは何ですか」とか、そのメリットの説明をもちろんしなければいけないわけなのですけれども、

まずは「メリットは何ですか」と聞いてきて、なかなかすんなり入ってくれない。中には、「町会・自治会って何ですか」と、あることさえ知らないという人も多くなってきています。若年層がなかなか入らないということです。ですから、手軽にパッと入ってくれるという文化が引き継がれていないという大きな構造要因がある。

それから、町会・自治会はボランティア団体ですよ。原則として無償で活動をしています。そういうボランティア活動ができる層が縮小してきているということがあります。こういった構造的要因によって、なかなか加入率が上向かないということになっています。

そういう構造要因は、新宿でも作用してしまっていて、なかなか困難な状況の中で皆さん、活動していただいているわけですが、ただ、新宿は、加入率は比較的安定しています。毎年、毎年1%ずつどんどん下がっていくという状況では必ずしもありません。

それから、中身を見ると、単身世帯や2人世帯が増加しているわけなのですが、加入世帯数そのものは増えています。それは、ちょっとは増えるでしょう。世帯数が増えているのですから増えるでしょうということなのですが、実は、必ずしもそうではなくて、よその自治体を見ますと、総世帯数はどんどん増えているのです。世帯規模が縮小しているのに。人口は横ばいで世帯数が増えている。加入者数は横ばい。加入者数が必ずしも増えていないという自治体が多いのです。

それに対して、新宿区の場合は、加入者も増えているのです。だから、新しい仲間を迎えることができている。それは新宿区のまちの重要な力だというふうに感じます。ですから、新宿区の町会・自治会はまだしっかりしていて、可能性があるというふうに思います。この辺で、条例以下、一定の政策体系を区役所のほうにもどんどん整えていただいて、まちをよくしていくということに向かっていくことが適切ではないかと感じます。

それから、条例ということなのですが、条例というとなんか法律と同じようなものというイメージがあるかと思うのですが、そういうふうにお考えになっても構わないのですが、法律と条例は若干違いがあるかと思います。

法律の中にも何とか基本法みたいな法律がありますよね。あれは一部いろいろな強制力のある条文もありますけれども、基本的には国民全体で、ある理念を共有するといったような、そういう意味合いのものです。条例にもそういう意味合いのものがたくさんあります。条例というと、どっちかというと法人である地方公共団体の規約、会則という意味合いが伝統的には強いのです。ですから、新宿区という地方公共団体、法人ですよ。法人の基本理念を定めて、基本的なルールを定めて、基本的な組織を定める。条例という

のは、そういう側面が強いわけであります。

ですから、もちろん条例の条文中にも地方自治法の規定に従って強制力のある規制を設けることができますけれども、そればかりが条例ではなくて、むしろ町会・自治会のような重要な民間団体について、政策的にこういう意義があるとか、こういう位置づけのものだといったようなことを定めて区民全体で共有する。新宿区民の総意として、それを共有するということは、条例の重要な機能であるというふうに思います。

地域コミュニティについて、特に条例を制定するということになりますと、この文字ばかりの資料の下の方に3として書かれていますけれども、議会が、議会という区民の代表者たちが条例を制定することによって、新宿区民の総意として町会・自治会の大切さを確認し、その活性化への決意を共有するという、この意味は非常に大きいわけです。何もないときで、何となくみんな町会・自治会って大事だよねとか、あるいはアンケートしてみれば、災害が起きたら助けてもらいたいなとか漠然と思っている。現に、さっき自治会の加入率がどんどん下がっていると申しましたけれども、実は1995年と2011年はちょっと上がっている自治体が多いですね。やはりいざというときは助けてもらいたいなと思うわけですよ、皆さん。それで少し加入率が回復するといったようなことがありました。

そういうことを漠然と共有しているのではなくて、きちんと条例に定めて、区民全体、新宿区というのはそういう決意をしているまちなのだということを示すということは、とても大事なことだし、大きな意味があると思います。

それから、条例というのは、議会が議決をして、行政をコントロールする存在として、行政に対してある種の圧力をかけると、二代表制というわけですよ。区長さんも選挙で選ばれているし、議会も選挙で選ばれている。この両者が協力しながら、あるいは対抗しながら、新宿区民全体の福利を向上させていくという仕掛けになっているわけですが、その場合、議会のほうから町会・自治会はこんな大切で、それを支援するためのことを行政はしなさいよというふうに、抽象的ではあっても規定をする。それに基づいて行政が具体的な政策を立てていく。その中でも、総合計画にきちんと位置づけるとか、そういう施策体系をつくっていく。それを実行していくにはお金が要ります。お金は当然、議会が予算を議決しなければならない。

議決を、では議会はしてくれるかという、自分がつくった町会・自治会活性化条例なのですから、それに基づいてつくられている施策について、お金をつけないなんていうこ

とは、しにくいわけでありまして、そういう意味でも、条例単体だけ見ると、何となく当たり前のことが書いてある。あるいは強制力のある条文がないといったようなものに見えるかもしれないけれども、それに基づく区長が定める規則とか、あるいは新宿区がつくる総合計画等々、それに基づいて行政が様々企画をする施策、こういった全体の政策体系の中で力を発揮していく、その大本になる条例をつくるというのが、今回のこの委員会の審議の対象となっている条例、町会・自治会に関する条例の特徴であるというふうに思います。

しかも、町会・自治会がしっかりするということは、地域コミュニティ全体がしっかりするということですよね。一番最後に書いてあることは、そのことです。ですから、場合によっては町会・自治会だけではなくて、それ以外の地域の取組とか、団体について規定をしている条例の例もありますが、私がちょっと関わったのは宮崎市の、きずな社会づくり条例と、これは正式名称ではなくて通称ですけども、これも町会を中心に、ほかのことについてもいろいろ規定をしています。

それはなぜそうなるかという、町会・自治会が地域コミュニティの中心だからだと思います。その中心にある町会・自治会について、きちんとした条例をつくっていくということは、非常に大きな意味があるということを強調して申し上げたいと思います。

要領を得た説明かどうかは分かりませんが、この資料の趣旨はそのようなものでございます。もしあれでしたら、後で課長のほうからご説明のあった資料と併せて、質問の時間をこれからとりますので、そこで質問していただいても結構ですけども、今日は何となく「ふんふん」と、聞かれた場合でも、後で文字にしていますので、読んでいただけますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、先ほど地域コミュニティ課長の説明にあったことを再び思い出していただきまして、大体条例の検討のスケジュールについて頭に入ったかなと思います。今年度は条例の骨子案の検討、つまり条例にどのような項目を、どういうふうに盛り込むかということの骨格づくりの検討を行うということですね。3月までに、今日を含めて3回の会議が予定されています。来年度は、この骨格に肉づけをしていって、条例案の条文も検討していくということです。こういう長丁場になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、これと並行いたしまして、条例を推進するための具体的な企画、施策、取組を、行政側の内部の検討組織、庁内検討組織というのですよね。先ほどご説明にありまし

た組織の図柄をもう一度見ていただければと思います。その庁内検討組織と我々と相互に確認をし合いながら進めていくというふうに進められます。こういうイメージが共有できたでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの課長の説明と、それから私の説明について、もし質問があればということですが、ご質問を伺いたいと思います。

それで今日、議会とかの会議なので、慣れておられる方もいらっしゃるかもしれませんが、この手元にボタンがあります。これを押していただくとマイクのスイッチが入ってということです。挙手をしていただいてもいいと思いますけれども、多分これを押すと明かりが点灯しますので、どうぞというふうに私から指名をすることができます。そういう要領でお願いいたします。

最初に、お名前をおっしゃっていただければと思います。録音されてきちんとした議事録をつくりますので、今はちゃんと見えているわけなのですが、後で議事録をつくる時に、お名前が分からないといったようなことになっては困りますので、最初にお名前をおっしゃっていただきたいと思います。

それから、本日もこれからも恐らくお時間が限られていくという状況の下で検討してまいりますので、ご発言は簡にして要を得たということで、一、二分ぐらいを目標に、ぜひ簡潔にご発言をしていただきたいと思います。

それでは、以上の地域コミュニティ課長及び私の説明についてのご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、では、これを、スイッチを押していただいて。

Ｌ委員 何点かこれからの条例を検討していく上において、それぞれの検討委員が留意しておく焦点になる項目を申し上げたいと思います。

まず、町内会について、当地区は他の地域と比較して加入数の減少というのが少ないというようなご説明がございましたけれども、少なくとも、それでも５割を下回っている状況ということでもあります。

従いまして、今後加入率を上げていくという場合において、いろいろ加入については、確かに若者の世代が、「町会ってほんとに必要なの？」という根本的な部分の意見が出てきていると。ほかの地域のアンケートでは、そういったことがかなりの比重を占めているというような状況だろうと思います。

従いまして、今後こういった点において、加入率の向上を図っていく上においては、条

例の前文のところに、「本当に条例というのは必要ですよ」ということを、二、三行程度でまとめて入れていくことが必要であろうということです。

2点目が、先ほどA委員のほうからも説明がございましたが、今回の条例は、町会・自治会を活性化する条例ということであります。従いまして、地域コミュニティを活性化するということとは若干焦点が違うということ。町会・自治会は、地域コミュニティに重要な中心的な存在であることは明確ですけれども、地域コミュニティの中には他の協議会とか、その他の団体があるということでございますので、今回は町会・自治会に焦点を絞って検討を進めてく必要性がある。

最後でございます。先ほど吉住区長からも若干お話がございましたが、今回それぞれの条項の案文等も出てくるかと思えます。骨子についても素案についてもそうですが、共通認識として、これまで先行実施してきた各地方自治体の条例に対する法的な問題、その留意点を、しっかりとそれぞれが共通認識を持った上で検討していく必要性があるだろうということでございます。最高裁の判例も出ていますので、そういった点についてのものの情報を提供願いたいというふうに思っています。以上です。

A委員 ありがとうございます。3点にわたりまして、実に明晰にご発言いただきました。ありがとうございます。

多分、今のようなご発言は、この後の議題のほうがむしろぴたりかも分かりませんが、記録はちゃんと、とられておりますので、今述べていただいて全く構わなかったと思います。幾つかご指摘ありましたけれども、事務局で何かこの時点でおっしゃりたいことがありましたら。

地域コミュニティ課長 L委員、ありがとうございます。今、委員長からもありますが、この後、各主体ですとか、あるいは町会の位置づけや重要性について、どう規定するのかというような時間もこの後ありますので、またそのときにもご発言をよろしく願いたいと思います。

また、今回の条例については、コミュニティの中核である町会の活性化というような条例になりますが、それを活性化することで、地域コミュニティが活性化するというのが、この条例の目的でございます。

最後に、最高裁の判例等々、事例について事務局も把握しているところでございますので、今後、次回以降におきましても、情報提供を積極的にさせていただきたいと思えます。

A委員 ありがとうございます。今、委員が1点目におっしゃった件で、前文という

ことがありましたけれども、これも今後検討していくべきことで、そちらに投げればよろしいのですけれども、既に前文があるということは、あることを予定しているということは資料1でも出てきましたか。

地域コミュニティ課長 資料1の8ページになりますが、これは条例の構成のイメージになりますけれども、前文あるいは目的、それから基本理念や区の責務、それぞれの役割ということで、町会・自治会の役割、あるいは住民、事業者、団体等の役割を条例の条文で決めていくイメージで事務局は考えてございますが、L委員のおっしゃった前文ということで、町会・自治会の意義や重要性について規定してほしいというようなご意見だったかというふうに事務局では認識してございます。

A委員 前文のついている法令は、若干、皆さんもなじみがあるかと思います。何といても、日本国憲法にも前文がありまして、前文がどういう意義を持っているのかということについて、学者たちの議論もかなりたくさんあります。

重要な条例につきましては、やはり前文があることが多いですね。そこはやはり高らかに格調高くうたい上げるといふ、行政があまり得意でない文体でやらなければいけないんで、ぜひもしこの委員会で前文があることが重要ではないかというような方向になりましたら、前文の具体的な文体についても、区民の感覚で検討できるといいなと個人的には思っております。ありがとうございます。

では、ほかにご質問はございますでしょうか。

N委員 よろしくお願いいたします。

質問、今の時点では1点なのですが、新宿区内の新規の加入者は増えてはいるということなのですが、この新規加入者のプロフィールですかね、どういう人たちが新規で加入しているのかというのは、どちらかにデータがあれば、それをお示しいただきと思います。

質問の背景としては、区内に転入してきている新しい若い世代、年齢にかかわらず、新しく引っ越してきている人たちもいる。そこと町会・自治会というものに加入している人々を比較してみると見えてくることもあるのではないかと。また新しく入った人が、そういった本当に新しく新宿に来て、知って入ったのか、あるいは休眠していた人が復活したのか、あるいは既に会員の人に誘われて入ったのかなど、その経路によってもいろいろと今後クリアにしていき、検討していくアイデアの判断基準の1つになるのかなと思っております。ましてお伺いしたいと思った次第です。よろしくお願いいたします。

A委員 まず、事務局のほう、お答えはありますか。

地域コミュニティ課長 今、新規の加入者の内訳といいますか、どういう世代の方だとか、どういう方が内訳としてあるのかというようなご質問だと思うのですが、大変申し訳ありません。区のほうで一応この数字については、各町会の皆様から毎年8月の時点での数字ということでご報告をいただいているものになりまして、その内訳まではこちらのほうにご報告をいただいているところではないのですけれども、新規のというようなことでいいますと、冒頭区長のほうからもありましたけれども、マンションが非常に多く建っているということで、やはり新しく新宿に来られた方に、各町会の皆様からアプローチをしていただいて、それで加入をしているのかなというふうに思っております。

A委員 よろしいでしょうか。転入者の方もそこそこ入っていただいているのではないかというお答えかと思います。

どうぞ、ぜひ実感のところをお願いします。

E委員 たまたま先々週に30代の方が入会したいという方が来ていただきまして、その方は5年ほど前からアパートに住んでいるのだけれども、30歳になったのをきっかけに町会活動に参加したいという方で、IT関係のお仕事ということでしたけれども、正直びっくりしました。そういうふうに、30代の方に入っていただくことはまれでして、大変ありがたいのですけれども、あとは戸建て住宅を購入された方が入居されると、大概そこに長く住むということで、地域の方とコミュニケーションをとりたいということで入会希望というのが、私の町会では多いです。マンションに関しては、なかなか入会は厳しいかなというのが現状です。

A委員 町会・自治会関係の会長さん等々、今日はたくさんお見えでありますので、地元の実感みたいなものでありましたら、ぜひお願いいたします。

F委員 谷口でございます。やはり今、委員おっしゃったように、加入率、数字の内容というのも気になるころではあるのですけれども、区内10地区ありまして、それぞれ地域性がある、住んでいる方も例えばマンションの多い地域、やはり戸建てが多い、古い方も多い。そうすると新しく来た方でも、やはり戸建ての方が多いですね。マンション等は、もうほとんどワンルームがメインですけれども、やはり加入はないです。ほぼないです。

管理している不動産業者、あるいはオーナーさんに入っていいただければいいのかなというところで、無理に勧誘はしない、無理には。一応ご案内はしますけれども、やはりそこ

であつれきを生みたくないのも、無理には勧誘はしないで、入っていただける方は入っていただきましょう。

あとはもう、やはり町会が元気を出していろいろな行事を行うと、それに参加をしてくる。それで、「では、入ってみようかな」というのが結構ありますね、うちのまちでは。ですから、町会が一生懸命やっていれば、おのずと会員は増えてくるのではないかなと思っています。それが1つで、もう1つは、先ほど申し上げたように、無理に勧誘はしない。そんなところですよ。

A委員 ありがとうございます。大変興味深いお話を。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

O委員 私の町会は大変小さい町会です。戸数が三百七、八十というところで、町会加入率は九十四、五%あるところです。小さい町会だからできることであって、新しく引越してきた方に無理やりということではなく、町会加入いかがですかということで、町会資料をお持ちしたり、あるいは直近の行事、例えば夜警だとか、それからお餅つきだとか、そういうところにありますので、ぜひお出かけくださいというお誘いをして、そして夜警に参加して、大変皆さんとコミュニケーションができたから町会に入りますという、お餅つきが、子どもたちが楽しかったから入りますというような、そういう形で新しい方は加入してくださっております。

マンションができる段階で交渉しまして、今3つ目、30戸以上のマンションの、3つ目のところを今建てているのですが、そこも今交渉中で、感触は案外いいというようなお話を伺っております。

少し小まめにこちらから声かけすることも、町会加入、どうしたら加入できるのかとか、あるいは町会を知らないという、そういった世代の方たちには資料をお持ちしたり、声かけをしたりするというのも必要なのかなと思います。

A委員 ありがとうございます。大変すばらしいお話を。私はこの委員会にスカウトされたのは、恐らく品川区の町会・自治会の条例、そのときのコンサルも大変だったのですが、その経験を買われてだとは思いますが、あのときももちろん町会長さんたちがたくさん参加された委員会でしたけれども、お話を聞くと、かなりいい活動をされているんですね。

今、ごく簡単にだとは思いますが、幾つかの会長さんから、こういうふうに行っているとか、こういうことがあったという話を聞きまして、やはり新宿の町会もなかなか元

気だなという思いをしたところであります。こういう雰囲気、ぜひこの委員会も盛り上がって議論してまいりたいと思います。

議事、この後もありますので、もしご質問、ほかになれば次に進みたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、またいろいろとお考えのこととか、紹介なされたいこととかあるかと思いますが、そのための議事がこの後もありますので、進んでまいりたいと思います。

次は、次第の6でしょうか。各種調査及び条例検討に向けた意見交換会の結果分析についてということで、ダイナックスさんのほうからご説明をお願いいたします。

ダイナックス 改めまして、おはようございます。ダイナックス都市環境研究所の橋本と申します。今日の資料3ですね。この資料について10分ほどでお話しさせていただきたいと思います。

もう既に、今の議論の中でご紹介いただいたような話も含まれますので、前半部分は少しはしりながら進めたいと思いますので、よろしくお願いします。では、座ってお話しさせていただきます。

まず、お開きいただいて、2ページ目になりますが、これまでの調査等実施経緯ということで、新宿区さんのほうでは、これまで4つ調査をされています。これは今日手元にファイルでお渡しされています中の3番と4番と5番と6番が該当します。これもまた併せて、後で確認いただければよろしいかなというふうに思います。では、この辺の調査から分かったことを、少しかいつまんでお話しします。

先ほど町会・自治会加入のお話がありましたが、新宿区の場合、大体約3割の区民の方は町会・自治会のことをそもそも認知しない、知らないということですね。知らないというふうに一応回答はされていますということになります。

特に、ライフタイプ別で見ると、独身とか家族形成期、先ほど言ったワンルームとか、ずっとここに住むかどうか分からないというような状態の方々というのは、やはり10代は10%台と加入率は非常に低い。もちろん後半、成熟期になると72%に上昇してくるというような状況です。

おめくりいただいて、次、4ページ目です。

居住形態という話で分けてみると、先ほどお話にありましたが、やはり戸建てであればかなり入られる。集合住宅、マンションの場合ですが、持ち家、分譲、要は買われた方であっても44%でしかないというところになります。

あと、次、5ページになります。

町会・自治会の加入者、どういう人が加入しているかということですが、加入している理由を聞いたところは、もちろん地域を住みよくするとか、親睦を深めるみたいなこともあります。やはりマンションとして入っていますということであつたりとか、親の代から入っているので、もう入るものだというふうに入っている。積極的に入っているというよりは、もう入るという前提で入っているというような方が多いということです。

行事や活動への関わり度合いについては、関わりを持っているというような方は40%ぐらいですね。町会・自治会加入者の約6割の方は、イベントのお手伝い等もしていない。要は、加入はしているけど、何もしていませんよという方が相当数いらっしゃるということになります。

では、次、めくっていただいて、6ページです。

町会・自治会に加入されていない方についてですが、なぜ加入しないのですか。こちら辺は、もう皆さんご承知のとおりかもしれませんが、時間がないとか、最近よくあるメリット・デメリットみたいな話で、何でも話をしてしまいましたが、参加するメリットがないとかということをおっしゃっている方も多いということです。

非加入の方に「加入しますか」ということを確認したところ、分からないと言っている方は48%いらっしゃいます。48%はもちろん加入促進すると何かしら訴求していくのではないかと。一方で加入しないというふうに明確に答えている方も45%いらっしゃいます。要はこの46%と先ほどの分からない48%というのは、アプローチの仕方が多分違うのだろつというようなことが、少し考えられるかなという感じです。

続きまして、7ページ目になります。

町会・自治会、どうやったら参加する機会が増える、増やすための運営方針、運営方法ということを確認したところ、いきなり役員をやつてと言うと、やはりなかなかやれないと。要は簡単のところから入っていくということが望まれていますよというようなことになります。

あと、若者会議というところでいろいろ聞いたところによると、やはり先ほどありましたけれども、新たな参加者とか、世代に目を向けた取組というのも一定必要であると。例えば今、会議でも、コロナの影響でよかった点の1つだと思いますが、Z o o mなんかも使えたりして、Z o o m、オンラインですね。オンラインで会議がやれたりするんですが、そういうところに若者というのは、やはり入りやすさを感じたりしているということだつ

たり、あと、所属していなくても、少し関わられるみたいなことも、やはり入り口としては、あっていいのではないかというようなことがご意見としてありました。

次、8ページ目、9ページ目、少しグラフが細かいので、活動のことをいろいろ書いています。これはもう一々見ていただかなくても思っているところで、後ほど確認いただければと思いますが、基本的には防災、お祭り、会員の慶弔、こういうところで基本的に関わり、活動は、町会さんはされている。盆踊り、餅つき、スポーツ大会、これはやはり規模の大きい町会さんほどやられている。手がかかるので、そういうことになっているというようなことになります。

そして、9ページです。

他団体との連携、この後もう少しほかの話をしますけれども、1割ぐらいの町会さん・自治会さんというのは、近隣の町会・自治会と連携されているというようなことです。あと民間の企業とか、大学、専門学校、NPOとも連携されているところはあるということになっています。

ここまでがアンケートで分かったことを、少し簡単にまとめたものです。

次の10ページからが、今年の8月28日から9月11日までに、新宿10地区の中で地区ごとに町会長さん、自治会長さんと役員の方に集まっていたいて、意見交換をさせていただいた。そのときに出た意見をまとめたものになります。

11ページ目をご覧ください。

そこで出た意見の分析、少しまとめたものということですが、まず活動の連携、どんな連携をされていますかというような、少し事例もお伺いしています。その中で、やはり担い手のところで企業さんとか、大学さんとかと連携しているという話は多く伺いました。その他、福祉施設と協定を結んで災害のときのことを考えていますよとか、駐車場のイベントスペース、企業のですね。借りて何かをやっていますよというような話もありましたし、あとは、商店会と協力して、個人事業主に町会に入ってくれというようなことを呼びかけてもらっているという町会さんもありました。

その他、担当が替わるといきなり関係が切れてしまうというのは、どうしても、どこの世界でもよくある話なのですが、やはりそういうことを防ぐために協定を締結していますよみたいな話も出ました。

A委員の先ほどのお話のとおり、これは新宿区都市部で、会員数がそれほど減るどころか、むしろ増えていますというような話がありましたけれども、やはり企業が多いという

ことも新宿区の大きな特徴で、その中で企業と連携する形とか、そういったことというのは、この地域で求められていることのように感じますということでした。

あとは、区にはそういう意味では、町会・自治会と区域外の組織とか、区内の組織もそうですけれども、そういうところを少し仲立ちするような、そういう役割というのにも求められているというようなご意見もございました。

ちょっと足早になりますが、12ページ、マンションとの関係のところでは、これはもう皆さん、肌感覚的にもお持ちだと思いますが、やはり最初、建てる時はいいのですが、その後どんどん管理会社だったり、管理組合だったり、移り変わっていく中で、どんどん消極的になることがどうしてもあって、いきなり抜けますみたいな話もちょうちょこあるという中で、そういうところにやはり少しアプローチしてほしいというお話はありました。

あと、これは既にもうやられているところが多いのですが、管理組合に町会担当を設置してもらって、町会の会議に出てもらうとかというようなこともありましたし、あとはマンションの方の居住実態がつかめていないと、町会側からのお話としては、そういうこともやはり多く聞かれましたということです。

マンションにお住まいの方というのは若い世代が比較的多くて、やはり町会のイベントにはサポートをお願いしたいなというような話も出ていました。

あと、ワンルームです。これまたちょっと普通のファミリー向けとは全然違うお話になりまして、やはり入れ替わりが頻繁であったり、やはり住まれている方も分からないし、管理されている会社もどこか分からないというようなこともあって、やはりそこでの問題では難しいねという話が出ております。

13ページ目になります。

条例についてのところです。条例について、どういうふうな皆さんお考えですかと。要はこの条例がつくられることについて、どういうご意見をというところですが、やはりこれができることというのは、町会・自治会への活動、加入について区だったり、お墨つきではないですけれども、そういうものが大事なのだというふうに言ってもらえるということとは、歓迎されているという話でした。一方で、そういうことをするからには、町会・自治会の透明性とか公平性というのが、今ないわけではなくて、これまで以上にやはり厳しく見られるのではないかなというようなお話もありました。

そして、どうしても新宿区において、どのような、では、今回の条例をつくって、条例が細かくこれをしろ、あれをしろというようなものではないとしたら、その施策ですよ。

こういった支援をされていくのかというのは示してほしいというようなお話もありました。

あと、条例というのができて、できたはいいが、誰も知らないということにならないように、認知を向上させるというようなこともお願いしたいというような話でした。

あとは、区の政策について最後になりますが、先ほどの透明化みたいな話もありましたけれども、町会・自治会の運営に対する区民の方からのニーズというのはどんどん高度化していると。昔は内々でやっていれば何とかなったところが、そうはいかないところも出ているので、やはりそういうところというのは支援をしていただきたいよねとか、今回意見交換がありましたけれども、こういう意見交換の場というのも欲しいよねとか、あと町会・自治会さんに、あれやってくれ、これやってくれというのが区だけではなくて、消防、警察など、ありとあらゆるところから来ますので、そういうところの軽減というのも少し考えてほしいというようなことがございました。

足早になりますが、資料3についてのご説明は以上になります。

A委員 ありがとうございます。これはなかなか想像力をかきたてられる資料で、いろいろ言いたいことがたまってくるかと思うのですけれども、この委員会での検討に関わる限りで、この結果分析についてのご質問やご意見を若干承れればと思います。我々の本来の目的であります条例の検討という点でいうと、この次の議題でどういうことを検討するかということについての論点が示されますので、次の議題では、全員ご発言いただきますので、そちらのほうで存分にご発言いただくことができます。

その前提として、この議事の6では、この客観的な資料に基づいて、差し当たりどんなことが考えられるかということにつきまして、ご質問やご意見を承りたいということになります。では、どなたでもご自由にお願いいたします。いかがでしょうか。

L委員 今の意見交換会の報告の中で、今後、条例の条項案文にも若干反映させるべきだなという内容が含まれておりました。その1つは、皆さん大変よくやっていらっしゃる町会もあろうかと思えますけれども、一般的に受け止められているのが、町会運営の透明化。つまり町会費はどうやって使われているのかとか、そういうものに対する不信感が結構根強く残っていたということで、今後、令和の時代の町会運営においては、透明化が絶対条件としては必要だろうという点を、条例の案文にも検討の余地として残しておいてもらいたいという点があります。

それから、あとここで書かれているマンション、先ほどお話がございましたけれども、マンションの中にも分譲マンション、区分所有の法律に基づいて管理組合ができて、そこ

に入居されているというマンションと、賃貸マンション、もう1つが一括借り上げで、レオパレスとか、一括借り上げでオーナーから借り上げて、実際業者がそのマンションを運営していくという3形態があるということです。

そういった形態における管理費と徴収、会費、そういったものの区別、それと位置づけを明確に整理しておかないと、今後マンションのほうの加入勧奨を行っていく上で、トラブル等も発生することがございますので、かなりそういった面では慎重にやっていく必要があるだろうと。この点を条例において、事業者の役割とか、そういった点で、少し盛り込んでいただければ幸いかなという点です。以上です。

A委員 ありがとうございます。今のご意見ですけれども、何か現時点で事務局のほうで何かご発言があれば。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。マンションの管理費の取り方については、法制度の改正みたいなのもあったということで、情報提供を求める、町会・自治会の皆様からの求める声なんかもありますので、マンションのほうにアプローチをする際には、そういった点もしっかり情報提供していきたいというふうに思います。

また、条文については、この後議論をしていただこうかと思いますが、ご意見として頂戴いたします。ありがとうございました。

A委員 さらにご質問、ご意見等ありますでしょうか、この資料についてです。ほかにいいですか。

それでは、ほかにございませんでしたら、次に進みましょう。次が一番本番の議題です。ただ、この資料について、私はいろいろ想像力をかきたてられたのですが、1個だけちょっとコメントをさせていただくと、一番最後の14ページ、区の施策についてという、この中で、「町会活動に対する区民ニーズの高度化とその支援」というのがあって、これはなかなか印象深い論点で、私は長年、日本都市センターという全国市長会のシンクタンクでありますけれども、そこでお世話になっておりまして、そこで2019年に全国調査を、アンケート調査をしました。そのときに、町会・自治会がやっている活動のうち、今後もっともっと重視していかなければいけないものを5つまで選んでもらったという項目がありました。

それは、主に防災と地域福祉ですけれども、もう1つ、町会・自治会の取組において、専門性の高いもの。専門人材が必要なものはどれかという設問がありまして、これも専門人材が必要で、地域においても行政においても、あるいは社会福祉協議会のような専門機

関においても、そういう専門人材に助けてもらいたいというふうに考えられている項目も、この防災と地域福祉でした。

つまり、これから町会・自治会が必要とされている活動内容は、やや専門性を伴うことが多いという結果が出て、ちょっとびっくりした。その意味では、区の施策の中で、「区民ニーズの高度化」ということがあらわれたというのは、やはりそれは、ほかの調査によっても裏づけられている重要な留意事項だなと感じました。ほかにも、多分皆様方もいろいろとお感じになったことがあるかと思いますが、今後の議論の中で、この資料を生かしてまいりたいと思います。

では、次の議題に進ませていただきたいと思います。次は、議題の7です。条例骨子案検討の論点についてということであります。では事務局からご説明をお願いいたします。

地域コミュニティ課長 恐れ入ります。資料の5をご覧ください。

本日第1回目ということになりますけれども、第2回目以降、検討委員会の皆様にご議論いただきたい条例の骨子案、そのたたきを事務局が作成をしていく上で、本日議論していただきたい論点が大きく2つございます。そちらについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、2ページ目、3ページ目の2ページをご覧ください。

こちらの資料の1にも載っていたものの再掲になりますが、先ほどから話が出ております条例の構成のイメージになります。

前文や目的、それから基本理念、目指す姿、区の責務、それぞれの役割というようなシンプルな構成を考えてございます。それでこちらの資料の5の3ページをご覧くださいのですけれども、条例本体の部分でいいますと、町会・自治会の意義や重要性、あるいは役割、それから様々な主体、住民の方の役割、事業者の役割、団体の役割、それから区の責務ということで、字が小さくて大変恐縮ですけれども、他の自治体の条文例が載ってございます。

例えば、町会・自治会のところでいいますと、町会・自治会が地域を元気にする自立的な活動主体であるとともに、公共的な役割を果たしている。行政と協働してきたパートナーであるというような位置づけを定めているような自治体もあったり、それから町会・自治会は地域コミュニティの発展に寄与するというような役割を条文に定めているところもございます。

また一方、右側の様々な主体のところをご覧くださいますと、区民の役割として、町会

活動に参加し、または協力するなど、そのまちづくりに協力するよう努める。あるいは事業者等ということで、その事業所が所在する地域、またはその活動をする地域において行われる町会活動に協力するよう努めるものとする。そのほか、マンション管理者、あるいは住宅関連事業者、それから大学について役割を定めている、そういった条例も他の自治体でございます。

この自治体の責務といたしましては、区は、または市は、町会・自治会の自主性、自立性を尊重しつつ、必要な支援を行う等の責務を定めているような、そういった条例が他の自治体では見られているようなところでございます。

こういった条例の骨格を議論していただく上で、論点は2つあると申し上げましたが、4ページをご覧ください。

論点の1つ目でございます。こちら也非常に大きなテーマでございますけれども、町会・自治会への加入や活動に参加することの意義、重要性、それを条例に規定することについて、それぞれのお立場でどうお考えになるのか、あるいは、その町会・自治会の位置づけを条例で規定することについてご議論いただきたいと思います。

夏の意見交換会では、どんなご意見が出たかというのが、4ページの下の表に載ってございますが、1番にあります、町会・自治会の位置づけを行政からきちんと示す必要がある。行政と地域住民をつなぐ組織であることを伝えていくことで、町会・自治会の活動が重要な活動だと認識してもらえないかと思います。

あるいは2番、地域でのつながり、いざというときに助け合える、自分たちで地域をよくすることができるという相互互助の町会・自治会の重要な機能を、条例の前文に入れてほしい。

それから4番にあります、条例ができるということは、区のお墨つきをもらうという認識というご意見がありました。そういった期待の声が多かった一方で、5番にもございますけれども、町会活動への参加は本来自由であって、努力義務であっても記載されるということについては賛成がしかねるということ。条例が町会・自治会活動に対して刺激、テコ入れになるものであればいいが、参加の努力義務の規定は不要なのではないかというようなご意見。

それから、8番の条例ができると町会・自治会側が、これまで以上に運営や会計プロセスの透明性、公平性が問われるということで、そういったことに対する不安というような5番ですとか8番のようなお声も、少数でしたけれどもございました。

それから、論点の2つ目でございます。5ページをご覧ください。

先ほどの構成のところでもご紹介しましたが、各主体の役割についてということで、条例を制定している先行の自治体の例を先ほどご紹介いたしました。町会・自治会の役割として、活動を通じた地域コミュニティ発展への寄与を規定している事例や、住民や事業者の役割で、町会活動への参加、協力、それから大学の役割、そして町会活動への参加、協力、あるいはマンションの管理組合の役割ということで規定している自治体もございます。

5ページの下表は、町会との意見交換会で挙げられたご意見から抜粋したものになりますけれども、2番、区民、あるいは事業者の役割は条例に入れてほしい。それから5番になりますが、条例にマンションの役割、マンションの管理組合の役割は規定してほしいというようなご意見もございました。

マンションも、マンション自体が1つの自治会として活動されているマンションもあれば、そうではない場合などもございまして、各主体の規定に関するご意見も様々だと思いますけれども、本日は、こうした論点も含めまして、この条例について、それぞれのお立場でご議論いただければというふうに思います。

以上になります。よろしくお願いします。

A委員 ありがとうございます。今、2つの論点ということを強調して説明をしていただきました。

これにつきまして、これは今日せっかくご参加いただいているので、全ての出席されている委員にご発言をいただきたいと思っております。

論点の1つ目、ここに書いてあるとおりでありますけれども、町会・自治会に加入すること、活動することの意義、あるいは、その町会・自治会の位置づけ、こういうことについて条例にどう規定するかという論点であります。

2番目が、各主体の役割ということでしたよね。町会・自治会に関わる行政とか、区民とか、あるいは事業者とか、ほかにもいろいろあるかもしれません。特にマンションとか、マンションにも3つほど異なる類型があるのだという、先ほどご指摘もありましたので、そこに留意しながらどう規定するかとか、いろいろ今後、検討していかなければいけないことがあろうかと思いますが、まず大きく言って、各主体の役割というものについて、どう条例で扱っていくかといったこと。この2つの論点につきまして、この第1回目の委員会で、皆様方のご意見を出していただいて、次回に条例骨子のたたき台を示していただけるというのが事務局からありましたので、その材料にさせていただくということでありま

す。非常に重要ですので、それぞれお感じになっていることを述べていただければと思います。

よろしいでしょうか。全員ご発言いただきますので、順番でいこうと思うのですけれども、ぜひ最初という方があれば。どうぞ。

M委員 論点を2つ整理していただきまして、ありがとうございます。

それで、委員長にお尋ねしますが、もう少しで90分、始まってからですが、これをずっと12時までやられるのか、ちょっと休憩を挟んだほうがいいのかというところですが、一応学生の講義も90分が一応単位となっておりますので、もしあれでしたら、少し休憩を入れていただいて、あとお隣近所でちょっと話せるような時間もあるといいかなと思います。そんなに要らないのですけれども、ちょっとだけ休憩時間をいただけるとありがたいなと思っています。

あと、体の面も同じような姿勢でずっといると、あまりよろしくないのも、もし休憩時間をいただけるとありがたいなと思っています。

A委員 では5分ほど休憩しますか。

地域コミュニティ課長 大変申し訳ありません、長時間になってしまって。それでは、私の時計が今10分ぐらいですが、5分程度休憩とさせていただいて、11時15分ぐらいから再開をさせていただくということでよろしいですか。

A委員 どうもご提案をありがとうございます。今大学の授業は100分でやることが多いのですが、普通は2時間の委員会ですと、もうぶっ続けでやりますけれども、今日ちょっとそれに15分長いですね。それで、ちょっとリフレッシュしたいと思いますので、では5分間休憩ということでお願いいたします。ありがとうございました。

(休 憩)

A委員 それでは、再開いたします。どうもご苦労さまです。

これから順番にご発言いただこうと思いますが、よろしいですか、そういうやり方で。ぜひ、皆様方のそれぞれの率直な感想等をお聞かせいただければと思います。

一応、2つの論点ということを示唆させていただいて、それを意識したご発言をと思いますが、それ以外のことも、この委員会に対する期待でもよいし、条例に対する期待、あるいは自分の活動されている分野からの問題提起、いろいろあろうかと思います。2つの論点を中心にしながら、いろいろなことについてご発言いただきたいと思います。

恐縮ですが、名簿の順番でということで、この名簿でいきますと、一番上はE委

員でしょうか、よろしくお願いします。

E 委員 町会の立場からお話しさせていただきますと、今回の条例に関しましては、まだイメージとしてなかなかはっきりしませんが、これが町会の、これからのためになればなというふうに思っています。

アンケート等でもありましたけれども、この町会、条例ができることで会計の透明性、先ほど委員もおっしゃっていましたが、クリーンな感じ、あるいは透明性ということが求められるので、大変だというような意見もあったみたいですが、これはもう当然の話で、これからはもう会費に関しては、各町会さん、今でも会計報告は掲示板等々でされていると思いますけれども、それ以上に透明性のある会計をしなければいけないというのは、これはもう普通のことだと思っております。

条例ができることで、活動がまた増えるのではないかなという心配もあるみたいですが、やはり町会も努力していかないと、今の時代に対応した活動をしていくためには、今までどおり、去年やっていたことをやっていたはやはり駄目なのだなというふうに思っていますので、町会自体が努力しなければいけないというふうには思っています。

また、これは条例によって、会員が増えてくれればいいというふうには思いますが、ただ、会員が増えればいいというだけでもないかと、加入率が上がればいいだけではないかなというふうにも思っています。この中でありました若者会議でも出ましたけれども、会員ではないけれども、町会活動をお手伝いしたい、あるいは企画運営したいという方がおられましたので、そういう方を町会としてもどんどん受け入れていけるような状況にならなければいけないというふうに思っています。

また、会費の問題では、戸建て個人会員と、あるいはマンション等の会費に関しては、うちの会もそうなのですが、なかなか明確な文章になっていないのですね、今のところ。不動産会社と契約して会費をいただくのか、あるいは全戸を対象にさせていただくのか、その辺の明確な文章もできていないというのが現状ですよ。

ぜひ、行政のほうがお手伝いしていただきたいのは、そういった会則の整理、これが大変重要だなというふうに思っております。なかなか自分たちだけでは、ほかの町会さんの会則を見せていただいて、まねしていこうというようなことをやっても難しいですし、たしか司法書士会の方がお手伝いしてくれるというようなお話もあるのですが、それもなかなか今のところ、ちょっと敷居が高いなというところなので、行政のほうで事業として会則の整理というところをお手伝いしていただくと、大変うれしいなというふうに思ってお

ります。

それから、先ほど委員長のほうから、防災に関しての区民のニーズが高まっているというお話がありましたけれども、確かに先週の日曜日に私どものところで防災訓練をやりましたけれども、担当しているのが、やはりだんだん町会の役員さん、高齢化されているのはどこも一緒だと思いますし、防災に関しての専門家ではないので、毎年、毎年繰り返してやることで身にはついていきますけれども、なかなか防災に対応できないと。実際に発災したときに、では「防災部です」と言って集合したときに、区民・住民の皆さんから防災担当なのだからしっかりしろ、これをやるのか、やらないのかとつるし上げられても困ると担当者から言われるんですね。そうすると、「防災部だよ」というか、「防災服を着たりとか、そういう格好もしたくないんだよ」というのが実際の担当の方々の意見なんですね。一般の方よりも防災に関しては知っているけれども、防災倉庫に関しては知っているけれども、実際の発生時にできるのかどうかも自信がない。私自身も町会長として活動しなければいけないのだけれども、それもなかなか定かでないというのが現状です。

ですので、またこれも行政にお願いしなければいけないのは、防災訓練等々はやっていきますけれども、その内容をもう少し、専門家に関わっていただけるような、実際に一番ニーズの高い防災に関しては、力を入れていただきたいなど。その辺に関しては専門家プラス若手——若手と言っては失礼ですが、例えば大学生、学生の皆さん、今はもう中学生も人材だというふうに言っていますので、やはり動ける方に協力もお願いしたいというのがお願いです。

何かまとまりがないみたいですがけれども、ぜひいい条例になっていただきたいというのは思っております。

A委員 ありがとうございます。いろいろ前向きなご意見をいただいたと思います。ありがとうございます。

では続きまして、F委員、お願いします。

F委員 まずこの条例をつくるに当たりまして、各町会・自治会がどのような内容のお仕事をされているのかというのを、洗い出さないと、ただ漠然と「町会って何か」というのでは分からないと思うのですね。

やはり先ほど言ったとおり、新宿区内でも、いろいろな形態の地域がございますので、それぞれの町会、200の町会・自治会がありますから、その中でどんなことをやっているのか、それは1つ透明性を持ってもら。やはり内容も会計もしかり。会計について、

さっきお話がありましたけれども、透明性がないというのは、私は初めて聞きまして、そんな町会あるのだと。人様のお金を預かって透明性ができていないというのは、おかしい話であって、まず論外ですね、それはね。そういうのはもう根本から考え直さなければいけないと思っております。

それから、骨子をつくるに当たりまして、やはり文言の言い回しですか。あまりきつい言い方になると、やはりここにも出ておりますけれども、努力義務という明記は要らないのではないかというご意見もございます。というのは、やはり区のほうの条例でやらなければいけないのだよという話になりますと、参加されない方、町会に入らない方は村八分みたいになるのではないかなという懸念もされている町会もございました。ですから、条例にするにしても、文言には十分留意をされてつくっていかなければいけないのかなと思っております。

それから、2のほうの条例によっていろいろな縛りをつくりたい。特に町会費を集めたい。これは私、冒頭に申し上げました。うちは無理して誘わない。町会員として勧誘をしない。やはりそれは日本国でございますので、あまり強制的にやるのもおかしいもの、それはさっき言った努力義務という文言にも関わってきますけれども、強制はしない。あくまでも自由参加であって、その中でやはり各地域、町会・自治会が活性化していくのが本来の姿だと思っています。やはりあとは理念条例としてつくっていただいて、新宿区がバックアップしていただければ、それをちょっと背中にして勧誘するのもしやすいのかなというところで、その程度の条例でよろしいのではないかなと私は考えております。以上です。

A委員 ありがとうございます。

では続きまして、お願いします。

G委員 私は皆様の町会と違って、ここにもありますように、自治会という形でして、マンションの戸数としては426あるうちの、大体今400世帯ぐらいですかね。全部埋まっているわけではないのですけれども、1つのマンションで、自治会という形をつくっています。

今、いろいろお話、ほかの委員の方からも出ていたのですけれども、そういう意味では、マンションというくりだけを見るとちょっと特殊でして、先ほどマンションも管理組合があって、借り上げしているところとか、マンションでも、そういう形態が違うので、今話し合っているというか、市場調査と言いますか、やはりそういう区分けも結構しないと、

マンションという一言だと難しいかなというふうにも感じております。

あと、学校のPTAも、私が小さいときなんかはもうPTAに親が入るのは当たり前だった時期で、今小学校のPTAに入るのも自由だという話で、それもちょっとびっくりしたのですが、当然そういう自治会なんかも自由になっていまして、そういう意味では、会費をとっているわけではない会です。

ただ、400世帯いますと、交流会という別の会、自主組織がありまして、そこの方々結構、夏になれば七夕だとか、今であればハロウィーンだとか、それから12月はクリスマスイベントとかということを開催して、そこに管理組合だとか、自治会が協賛するような形もとって協力しております。

あと、専門性という話がありましたが、私どものまちは400世帯ぐらいいますので、お医者さんも50人ぐらいいたりとか、弁護士の先生も二、三十人ぐらいいたりとか、以前は、管理組合の委員に、大体1人か2人ぐらい入っていただいて、何かトラブルがあったときを含めて、いろいろ対応していただいた。なかなか皆さんお忙しいので、今はない状態なのですが、だから、先ほどの専門性のところに関わるような人たちを、というふうに取り込むだとか、そういうところもすごく重要になってくるかなというふうには思っています。私は、管理組合の理事長もやっていますが、そういうふうに感じています。

あとは、先ほどもおっしゃられた強制的なところはしていませんので、努力義務なのか、その辺の文言もやはりちょっと工夫しないといけないかなというのは、今日そのことを、皆さんのご意見をいただいている中で、ちょっと感じた次第でございます。

A委員 ありがとうございました。

O委員 1つ目の論点について、ぜひこれは意味、位置づけ等を条例の中で規定していただきたいと思います。

それにつきましては、やはり2つの共感、1つ目は、お互いに響き合う「共感」、そして2つ目は、ともに汗をかく「共汗」というような形で、少子超高齢社会になりますし、そういう中でやはりお互いに支え合ったり、心にかけて合うそんな人にやさしいまち。そこに個々の豊かさも入って、そういうまちづくりをしていくというようなものを盛り込んでいただいて、ぜひ「共感」と「共汗」ができれば私はいいかなと。人が何をしてくれる、皆さんが何をしてくれるではなくて、今、自分が何をするのか、何が必要なのかというような、そんなことも考えていただきながら、この「共感（共汗）」をしていただくというよう

な。そんな形でぜひこれから皆さんの、いろいろ条例に盛り込むものも、お話の中で考えていっていただきたいと思います。

そして、2つ目ですけれども、やはりこれはぜひ区の責務や、区民、事業者、マンション、あるいは新宿区には大学も多いことですので、ぜひそういう方たちとの連携というか、そういったものを盛り込んでいただきたいと思います。これも強い意味ではなくて、やはり地域に協力してください。町会加入とか、そういうものではなくて、サポーター、あるいは皆さんと一緒に楽しみましょうというような形で、何か参加することによって、またそれが次に展開できていくのかなと思いますので、そんなものもぜひ盛り込んでいただけたらと思っています。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。名簿順と言いながらやっていますけれども、こういって、こういってというふうに思います。

P委員 よろしくをお願いします。

うちの町会は、非常に活動が活発です。月に3回ぐらい活動をしています。若い人も実は増えております。新しく来た、一戸建てのところの人は、お声をかけると比較的行事に出てきてくれます。入る、入らないは先ほどから、F委員とかがおっしゃっていたとおり自由ですけれども、やはり声をかけていかないと、なかなか参加してもらえないというのと、最終的には、まちを安心・安全のいいまちにして、若い人もみんな一緒になってまちを盛り上げたいという気持ちの中で、今日参加しているつもりです。

あと、防災ですかね。私、消防団もしているのですけれども、やはり訓練をしていかないと絶対によくならない。それには、では誰がどこで訓練するかというと、町会が年に2回、3回やっているところに、マンションやそういうところが一緒に参加してもらって、やっていくと。

では、本当に地震のときに、町会長さん、みんなここに駆けつけてできるのかというのはまた別の問題として、一緒に活動してやることによって、家が倒壊した人たちが中心になってやればいいかな。それにはやはり訓練しかないので、町会に入る、入らないは別としても、一緒に参加していくのが、やはり大事なのかなというところと。

あと、学校とか大学、宝塚大学さんとも一緒にやったこともあるのですけれども、イベントの中でやはり学校とか、そういうところと一緒にあって、若いお母さんやPTAのお母さんも巻き込んでやっていくということで、まちが盛り上がるというのは非常にいいことかなと。各町会、皆さん、やはり温度差があって、私は自分の町会しかよく分からない

ですけれども、そんなところを感じています。

あと、もう1つですけれども、うちの町会の中で、空き家がちょっとありまして、非常に困っております。こんなことも条例の中に入れていただくといいのかなというところがあります。動物が発生したり、ごみの捨て場になったりしていて、町会のほうでいろいろ片づけてはいるのですけれども、なかなか追いつかないというようなところが出ています。以上です。

A委員 ありがとうございます。空き家というものも、実はさっき地域福祉と防災が必要な活動で、かつ非常に専門性が高いと言いましたけれども、実は第3位が空き家です。まさにそれも条例の中に規定できるかどうか分かりませんが、重要な問題として我々はやはり念頭に置くべきかなと思いました。

次、お願いいたします。

Q委員 我々は、うちの町会として、ご存じのとおりタワーマンションが建ち並ぶところなのですけれども、イベントをやる際に、各管理組合さんとの横のつながりをつくろうというところから始めまして、イベントを主に行うような感じの（一般社団法人）淀橋エリアマネジメントという社団法人を立ち上げまして、会計等その他一切こちらが担いまして、今イベント等をやっております。

まだ、昨年4月ぐらいに立ち上げた社団法人なので、いろいろ課題は残っているんですけれども、その条例等に関して区のほうの関わり合いとして、お願いしたいことは、当地区の場合は法定再開発になるのですけれども、再開発を行うときに、「開発を行っていいよ」という代わりに、町会・自治会への参加を義務づける条例をつくっていただけないでしょうかということです。

ビルが建ち上がってから、管理組合が、理事が替わってくると、途中で例えば町会へ入らなくていいよとか、議決権で3分の2以上になってしまうと、無理やりでも抜けられるようになってしまうので、建てる前にペナルティーという形でデベロッパーに課すことを約束した上で、都市計画決定を下していただけないものかと、そのよう考えています。

それから、イベントをするに当たりまして、公開空地、公園、道路等の利用制限緩和使用、そのほうの軽減措置を、エリアマネジメントの団体が、手続を簡素化できるようにしてもらえないかと。今までの道路使用許可ですとかですと、警察に行ったり等、いろいろ大変なので、そこを手軽にやっていただけないかということでございます。

それと、町会とエリアマネジメントの輪を広げようとする際に、弊害をなくす、少なく

するために、施策の設定です。例えば新宿区さんのほうで承認制度の導入をしていただくとか、「あなたは承認制度をいただいているので、すぐ参加できますよ」とか、そういうような形でやっていただければということでございます。

それからあと、続いて、新宿さんのほうで「結ネット」という形で、今年つくっていたいて、いろいろ防災の情報とかを流せるようにしていただけたのですが、高齢者の方がやはり取っつきにくいということで、情報の多さに振り回される。一方通行的なツールでは、あまり効果がないのかなという、肝心なところを見落とすようなことがあってはいけないので、何かいい方法がないものかなと思います。

それからあとは活動の、フェスタとかをやる大舞台を、新宿区さんのほうも積極的に出していただいて、区全体でやっているという形で、なるべく我々も進めていけたらもっと輪が広がるのではないかなということで、思っております。

最後に、例えばケーブルテレビとか、区役所ですよ。特別出張所でのイベントの告知、それから実施したイベントのビデオとか、そういうものを目に見える形でアピールできれば、「こういうふうなものを行っている」ということで、少しは取っつきやすいのかなという感じで、入れるのではないかとこのところでございます。以上でございます。

A委員 ありがとうございます。

次、お願いいたします。

H委員 私自身は、今日は商店会の代表みたいな形で呼ばれておりますけれども、実は昭和40年代から、私は商店会の役員、あるいは町会の役員、現在は四谷地区のそれぞれの連合長会、連合商店会の会長をやっております。したがって、いろいろな立場で、私はものの見方というのですか、地域の活動についてのことは、いろいろ体験してきております。

しかしながら、当初の昭和40年代、50年代、60年代あたりの助け合いというよりも、今の若い人たちの感覚、つまりこの助け合いということももちろん重要ですが、それより前向きに、地域の活性化、自分たちがそういうことに参加することによって何か楽しい思いができる、そういったことをもっと全面的に出すことが必要なのかなと思っております。

例えば、災害のことについても、ついこの間、私もいろいろ災害のことについて関与したところではございましたけれども、災害というのは、いつ起きるか分からない。そういうときに、果たして町会の人たちだけで助け合うことはできるのか。そんなことよりもむし

ろ商店会の店主、つまりかなり若い人たちが今いろいろそういった経営者として飲食店等をやっておりますので、そういう人たちと一緒に、このまちのそういった災害に立ち向かう、あるいは、そういったことに対して何かいい知恵を出し合う。そんなことが、いろいろコラボレーションを通じて、いろいろな形で協力し合う。

つまりその地域に住んでいる人は、町民の方、そういった飲食店の方、あるいはそこに事務所を構えている方、いろいろな立場の方がいらっしゃるわけですが、そういう人たちが一丸となってやれる。そういうような、いろいろな立場で、その地域に関係していらっしゃる方が、助け合いを通じて、また、先ほどから出ている盆踊りだとか、あるいはいろいろなイベントについてのことに対して、皆さんが前向きに参加できるような、そういうような方向性を持っていく。

それに対して、新宿区がどういう形でそれを援護していくのか。そんなことを、これから回を重ねることによって、そういった話が詰まっていくのかなと。非常に私はわくわくした気持ちで今日の会議を、その推移を見守っているところでございます。

私自身も委員としてぜひいろいろな体験したことをお話しして、協力したいと思っています。よろしくお願いいたします。以上です。

I 委員 私もH委員の半分ぐらいですけども、警察署、税務署、やはり在住在勤ということでありまして、いろいろな関わりの中で生活しているわけなのですが、今、今日お集まりの皆さんのように、もし条例をつくるんだったら、積極的に活動している人の助けになることが、いろいろ無理して、この人たちが入るのは、強制的に感じたら駄目だとか、非常にやはり皆さんお話の中で、確かに日々活動されていて、そういう拒絶をされたりとか、嫌な思いをされている方もたくさんいらっしゃると思うので、そういう方に寄り添った意見もあると思います。そういうことを言う人もいますけれども、条例をつくるのであるならば、今活動している最前線にいて、皆さんいろいろな配慮でやられているわけですから、私としては、やはり、そういう地域活動の力になるようなものになって、今の若い人は、すぐググるので、やはりそのときにビシッと、こういう形で、地域でやるんだよということが分かるような文面ではないとあまり意味がないのかなと、正直私は思っています。

あと、民業との関係でいえば、明確に民業に関しては協力を求めればいいと思います。なぜかという、やはり住民というのは、我々生活圏の問題がありますし、個人情報保護法の問題があって皆さん苦勞されていると思うのですが、基本的に企業は個人情報

保護法の対象外ですから。はっきりそこにおいて、そこで民業で生活して、そこで要するに地域の人と一緒に利益を出すための会社なので、それに対しては、それではっきりと、「こういう協力の体制があるんだけど、いかがですかね」というのが条例であって、それを選択するのは企業ですから、その形をはっきり出したほうがいいのかなと私は思っています。そういう形での議論が進むことを希望します。以上です。

A委員 ありがとうございます。今、民業とおっしゃったいましたか。

I委員 はい、企業です。民業、企業を中心と考えて、いろいろな法人の方もいらっしゃる。

A委員 それとの連携を明確にうたっていないかということをお話しされました。ありがとうございます。

民協とちょっと聞こえたので、民協というのは、民事協のことですね。失礼しました。

I委員 企業と言ってしまうと、大きいかなと思ったんですよ。

A委員 分かりました。

K委員 大学としての部分のお話になるかと思います。協力の体制、大学側で恐らく単位認定のことも含めて、いろいろ規定、基準等がありますので、そのあたりの整備。もちろん、ボランティアで単位認定制度はあるのですけれども、必要時間数みたいなのもあったりしますので、そのあたりの調整等が課題になっているかなというのがあります。

もう1つ、今実際、商店会の活性化というところで協力させていただいているのが幾つかあります。実際にやっている内容は、ここの中身とかぶっている部分も多くあります。もちろん商店会の方はそこに住んでいる方で、町会であるというのもよく分かりますので、そのあたりの、すみ分けではないのでしょうか、かぶっている部分が多いので、そのあたりをどう我々大学側としては、うまく切り分けていったらいいのか、この条例の関わる部分はどちらになるのか、どうなのかということが見えてくると、大学も動きやすいかなというふうには思ったりしました。以上になります。

A委員 ありがとうございます。では、お願いします。

J委員 私は実は区立小学校、それから区立中学校でPTA会長の経験があるのですが、その際にちょうど抱えている問題と、幾つか資料にも登場しましたが、思っていたことがありまして、ちょうど私がやっていた頃はコロナ禍だったので、PTAという組織、半強制加入のところから、もう完全任意というふうに大きくかじを切ったのだですね。そのためのいろいろな準備はしましたが、結果、会員数は減ることなく、むしろ延

べ参加者数、行事のお手伝いなんかの参加者数は増えました。

そういったことから、先ほど資料にもありましたけれども、いろいろな活動に対して活発な方とか積極的な方、これはもう一定数どの時代にもいると思うのですけれども、それ以外の、予定が合えばとか、ちょっとどうなのかな、半分懐疑な方、それからできれば関わりたくないな、まして役なんか引き受けたくないなみたいな方を、どうやって巻き込んでいくかというところがポイントだなというふうに思います。

もう1つ感じていたのは、さっきの資料にもありましたが、PTAをやっているときにも、実際には町会の方、自治会の方とか、祭りなんかでは顔を合わすのですけれども、うまく連携ができない。どういうタイミングで、どういうことができるのだろうというふうなことをずっと思っていました。

今日は、大学の代表として来ているわけですが、大学の職員としていても、実は抱えていることは同じで、地域連携に関することを取りまとめる部署にいますが、なかなかどういうタイミングで、地域の方、特に自治会・町会の方と接点を持って、いろいろなことができるはずなのに、なかなかその接点が見つからないなというのが現状です。

さっき区民ニーズの高度化とありましたけれども、例えば防災や介護やITだとか、広報だとか、組織や会計の透明化、こういったことは結構専門の研究者がいたり、そういったことに力を貸せる学生がいっぱいいるながら、なかなか、ではどういうタイミングで、どこを通じてやっていけばいいのだろうというのがあるので、この条例をきっかけに、行政に都度、橋渡しではないですが、動きやすい、大学側にとっても動きやすい、背中を押すようなものになればいいなというふうに思います。

ちょっと矛盾したことを言いますが、前文とかで幾らきれいな文言で規定したところで、それを見て加入を決めるわけではないと思うので、先ほど〇委員におっしゃっていただいたように、ちょっとイベントに、お祭りに参加してみて、お餅つきに参加してみて、そのつながりがやはり加入というところにつながっていくのかなというふうに思いますし、また、そういったイベントだとか、にぎやかではないですが、そういう活性化するような機会を、どんどんやはり地域の大学としてはサポートしていきたいし、それで当然大学としても、地域と一体となって安心感が得られるという意味では、すごくいいきっかけにはなると思いますので、そういう背中を押すような、義務で縛るというのもちょっと違うような気がしますし、僕らも企業を含む事業者、大学も、何かやらなければいけない、何ができるだろうというふうに考えが及ぶような、そういう条例になっていったらいいな

というふうに思います。以上です。

A委員 ありがとうございます。

では、さらにもう伺います。

L委員 3度目でございますので、かなり簡略した形でお話をさせていただきたいと思っています。

条例と、今後例えば同時並行でされる具体の施策、必要な施策というものは、整理統合して、今までの、どうやって未加入者に対して働きかけるかといった具体の方策は、必要な施策の中で盛り込まれていくだろうということになります。

それから、論点に絞ってお話をさせていただきますと、先ほどO委員がおっしゃったとおり、前文でもし記載をするのであれば、難しい漢字や言葉をなるべく避けていただきたい。一番平易な文章で、読んだ各町会の方たちに、心に響くような、難しいですけれども、そういった表現にしていいただければ、随分と違ってくるのかなというふうに思っています。

それから、努力義務というものは不要だとか、あるいは難しいという表現がございます。この努力義務というのは、今、他自治会でもたくさん規定しております。その表現の仕方は、「努めるものとする」というのが、これが努力義務ですね。この「努めるものとする」というのは努力義務の限界だと、つまり条例で役員、町会・自治会の条例の中で、加入について努めるものとするというのは、これは条例上で規定する頭の限界だということです。「加入するものとする」というのは、これは義務規定になってしまうということです。「努めるものとする」というのは、精いっぱいの規定の仕方だということになります。

従いまして、もし、努力義務が難しいというのであれば、町会の一員になるという認識を持って、運営、町会活動に対して深い関心、理解をするものとするとか、そういう表現にとどめるかということになってくると思います。

それから、最後です。条例のイメージの中で、基本理念、目指す姿の次に区の責務が来ています。あくまでも、この町会・自治会というのは、全くそういう法律とか条例を根拠としてつくったものではない。住民たちが自らの主体的な立場に立ってつくった組織である。したがって、本来は住民たちが自らの問題としてここは、今後、積極的に町会・自治会を活性化させていく役割を担っているのです。その下支えをしていくのが、あくまでも区、新宿区にお願いしたいことだという位置づけであるならば、この位置づけを、区の責務を一番最後に持つてくるという条例のつくりも考えておくべきであろうと。具体には立

川市の条例が、そういうつくりになっておりますので、参考までに申し上げておきたいと思います。以上です。

A委員 ありがとうございます。

では、続きまして。

M委員 私も皆様のいろいろ、これまでの流れを聞いて思いついたことですので、論点の1、2は区別できないので、併せた形で発言いたします。

町会の加入を促進するということは非常に大事だなと思っています。その中で勧誘が今うまくいっているというお話だったのですが、よその自治体の話を聞くと、定年延長とことで、60歳定年が今65歳まで延びてしまって、その5年間でいろいろ自治会の活動をしたいなというふうに思っていた人が、なかなかできないというふうな、そんなこともちらほら耳にいたします。

それとあと、若い人かどうか分かりませんが、行政がやることと町会がやることの区別がちょっと分かりづらいというか、税金を払っているのに、行政がある程度担うべきだというふうな考えもあるのかなというふうな話を聞いています。なので、今回はこの条例をやる中で、役割を明確にするということは、ある程度必要なのかなというふうに思っています。

それと、先ほど努力義務の話でもありますが、条例が、住民の皆さんに対しての脅しっぽくなってしまうのは、ちょっとそれは避けたいなというふうに思っていて、加入が任意なので、すごく矛盾しているのですが、そこをどういうふうにやってくかというのはちょっと難しいですが、私たちが考えていかなければいけないことなんだなというふうに思っています。

あと、マンションのことですね。マンションは、私の認識が違っていたら訂正してください。戸建ての人とマンションで同じ1票というふうに私は考えているのですが、それでよろしいでしょうか。

A委員 町会の会員は、世帯単位なので、世帯で1票。

M委員 それは1棟と、戸建てと。

A委員 具体的にどうされているかは、それぞれでしょうけれども、原則としては。

M委員 そこが、例えば同じ1棟で60人いたとして、戸建てで1人と同じ重みになってしまうと、その議決権の問題というか、1票の格差ではないですが、そこがどうなるのかなと、それは思ったので、そこは考えどころだなというふうに思っています。

あと、マンションの形態も、先ほどお話があったと思うのですが、私の事例を出すのもちょっとおこがましいですが、分かりやすく説明するには必要だと思っています。私が住んでいるマンションは第三者管理方式です。理事会方式ではなくて、デベロッパーがそのまま延長線で管理者をやっているというところです。

今回、町会に入るといことはしているのですけれども、町会の活動の情報が全然入ってこないんですね。私が監事をやっていて「情報を流してください」と言っても、「はいはい、分かりました」ということで終わってしまって、流れてこないのです。なので、多分第三者管理方式というところをとっているマンションというのは増えていると思いますので、そこでの形態をどう考えていくかというところも、ある意味、ここの条例で少し出していったほうがいいのかというふうに思っています。第三者管理方式だと、議案もみんな、デベロッパーとか、その人たちが考えてくださるので、我々の、住民の人たちの意見が反映されていないというところは結構あります。

それとあと、ワンルームマンションが多いので、オーナーと住んでいる人が違います。オーナーがほぼほぼ遠いところからの人たちなので、総会をやっている、私たちが住んでいる、自分で買って住んでいる人しか出ないという感じです。せいぜい来ても2人とか1人とかという感じになってしまうのです。しかもオーナーが海外の台湾とか、そういうところのオーナーさんもいるので、すごく構造的に複雑な状況になっているので、そこをどういうふうに考えていくかというところは非常に複雑な思いをしています。

長くなってしまいましたが、マンションの状況として、そういうこともあるということも判断材料に入れていただいて、検討を進めていただければいいかなと思っています。以上です。

A委員 ありがとうございます。

では、お待たせしました。

N委員 12時閉会と伺っておりますがよろしいでしょうか。

A委員 私の進行がやや鷹揚^{おうよう}だったので、もうちょっと延長させていただきたいと思います。どうぞ。

N委員 では、できるだけ手短にと思いつつ、ベテランエキスパートの皆さんの中で、私、ちょっと居づらい思いをしております。というのは、私こそ町会・自治会の違いですとか、本当に分からないということで、今回参加をさせていただいた次第です。若くはないですが、また単身者ではございませんが、賃貸に住んでおりますので、ただ、今住んで

いるところがとても好きなので、新宿区に長く根差していく人、自分を含めて、そういう人を増やしていくために、自分が何かできないかということで、今回参加をさせていただいたという次第でございます。

そういう背景からも、やはりこのような条例を定めていただけるということは大変よいことだと思っています。なぜなら、私のように一体何ですか、違いは何ですか、どういうことするんですか、そのための答えになると思うからです。ここで提起をされることがどんなでも、ここに書いてあるとおり、町会・理事会の定義であるよということが示しやすくなるということで、これを定めることはとてもよいことだと思っています。

一方で、皆さんおっしゃっていましたが、F委員、それからO委員、皆さんおっしゃっていましたが、平易な表現をする。平易であるのか、あるいはエモーショナル、硬い文章ではなくて気持ちに訴える、生活に根差したような形でイメージしやすい言葉で書くとか、そういったところは、本当に皆さんがおっしゃるとおり留意すべき点だと思います。

また、それに関連して、公平さというのも大変重要だと思っています。地域によっていろいろ違うということが、今日の時点でも学べて大変ありがたいのですが、いろいろなお考えの方、いろいろな活動がある中で、どこを公平と定めるのかは難しさがあると思いますが、公平であることというのは大変重要なことだと思います。

そこに関して努力義務と、その任意、良心のはざまみたいなところですね、それをどのように表現していくかということは大変大切であり、ちょっと他人事かも分かりませんが、自分も興味深いところなので、皆さんのご意見を伺ってまいりたいと思います。

最後にですが、条例というのは条例ですから、ある程度、硬い文章になるのだろうということは想定がされますが、その条例を基に、例えばプロモーションをしていくとか、イベントをやるとか、コミュニケーションは、硬い必要はないと思うんですね。皆さんいろいろ努力されていると思うのですが、楽しいイベントがある、参加することで、助けることで助けられるというようなことに価値を感じていただけるようなコミュニケーションができていけば、とても素晴らしいと思っております。以上です。

A委員 大変勉強させていただいております。ありがとうございます。

非常にたくさんの材料をいただいて、次回は骨子、たたき台が出てくると思いますが、B委員のおまとめを最後にいただければと思います。

B委員 本日、本当に皆様方、たくさんのご意見いただきまして、本当にありがとうございました。もうこの自治会の問題、私も地方行政が専門ですので、もう自治会の問題は

A委員や皆さんの意見がいっぱい入ってきたなというふうに思いました。

その中で、やはり最初に区長から、つなぐ機能というお話がありましたけれども、やはり自治会というのは、もういろいろな世代の方が参加されて、つなぐ機能を果たす。その中でとても大事なものは、その意義として防災・防犯、それから高齢者の福祉、それと多分若い人に届くというのも、すごく共感というO委員からお話がありましたけれども、孤独を解消する、そしてなかなか参加できていないのがPTAの話がありましたけれども、子育ての方たちが参加できない。これらの4つのメインの機能は、やはりつなぐという役割をしっかりと明示していくことで、自治会本来の役割というのが、きちんと理解できるのではないかと思うのです。そうした意味でも、この条例をつくる意義というのは、大変大きなものだというふうに思います。

ただ、皆さんからネガティブなお話も大分いただきましたけれども、その中で特に感じるのが、やはり世代間のギャップ。私も新宿区の意識調査を調査させていただくと、ご高齢の方と若い方が使っているメディアが違うのです。そのあたりをきちんとエリアマネジメントのお話をされたり、すごく新しいことをやっていらっしゃるところもあるし、商店主の皆さんがしっかりと頑張っているところもあって、つなげる機能をしっかりと議論の中で組み込んでいけると、この委員会、すばらしい結論の出る、新しい条例をつくる、全国に示せる委員会になろうかなというふうな印象を持ちました。

本日、私自身も大変勉強させていただきました。どうもありがとうございました。以上でございます。

A委員 B委員、ありがとうございました。すごく明るい気分になりました。

最後に、委員長がまとめをせよということになっているのですが、まとめは非常に難しいのですが、今日は全員にご発言、行政委員はちょっとあれでしたけれども、ご発言いただきまして、皆さんが気にされていることとか、あるいは大切にされていること、割とある種の方向性が感じられたように思っております。

1つは、活動重視、活動をやっておれば、それを見て若い人も含めて入ってくれる、あるいは協力してくれる。だから、その活動を後押しするような方向の条例でありたいというようなご発言が多く委員からあったように思います。

その場合は、重点的に取り組んでおられる活動について、条例上、明記するかどうかはまた考えなければいけないと思いますが、条例なり規則なり、あるいは各具体的な施策、企画なりで、町会・自治会が取り組んでおられる、あるいは今後取り組むべきだと考えら

れる具体的な事例、活動分野について、いつも念頭に置いておくという必要があるかなと思います。防災とか見守りというか、地域福祉的な課題とか、あるいは空き地、空き家とか、そういうことがかなり出たと思います。

それから、町会と自治会はどう違うかという、社会学的にいうと違わないという説があるのですけれども、やはり自治会の人には多少意識の違いがありますよね。それも、そのことも含めて町会・自治会それぞれが1個1個違って、多様であるということ、やはり今日皆さん強調されたと思います。

だから、まず条例として、規定の対象になっている町会・自治会をどう定義するかという、そこから結構悩ましいかもしれないなというふうに思いました。そこはある種の法制担当みたいところが文言については、よしなに考えてくれると思うのですけれども、それは区民の立場から見てどう気分にフィットしたものになるかということですね。何について定めているかというところから、結構ちゃんと考えないといけないと思いました。

それから、法律とか条例とかという、どうしても強制力をどの程度持たせるかということがいつも考慮事項になり、私も冒頭お話をさせていただきましたけれども、むしろあまり押しつけがましい文言は避けて、先ほど申しましたように、身をもって見せるというか、町会・自治会として活動を組み立てて、それを見てもらって共感してもらって入っていただく、あるいは協力していただくと、そういった方向性を新宿区民としては考えたいので、そういったことを後押ししてくれるような条例でありたいといったようなご意見が多かったというふうに思います。

それから、活動というか、いろいろな主体との連携というものを、現に今されているし、今後もますます考えていかなければいけないということでありましたけれども、特に新宿の場合というか東京都内の場合、マンションというものについては、特別な考慮が必要で、しかもそのマンションの中にもいろいろなものがある、分譲もあれば賃貸もあるし、いろいろな整理の仕方があると思いますけれども、それについても十分な目配りができている条例であるべきなのではないかというふうにご意見が多かったと思います。

マンション、それから学校、大学、そういったものについてとの連携について目配りができるような条例でなければいけないのではないかな。学校は確かにPTAのこともありましたけれども、あとコミュニティスクールというの、今は新宿区も設置しておられると思いますけれども、今後重要なアクターになってくると思います。

もちろんそれ以外の事業者、企業、あるいは商店会とか、こういった方々との連携、こ

れまでも随分やられてきたと思いますけれども、現に我々が持っている財産ですので、そういうことについても、目配りできるような条例で考えていかなければならない。そういうようなご意見が随分出されたなと感じております。

実際に逐一、今、録音してきちんと文字起こしを事務局がいたしまして、それを客観的に整理して、たたき台をつくるという作業が今後行われます。今、私が申し上げたのは、暫定的な委員長の所感みたいなものでございます。

今日は随分実りある議論で大変ありがたく思います。どうもご苦労さまでした。ありがとうございます。それに比例してというか、時間が押してしまいまして、どうも申し訳ございませんでした。

これで今日の審議を終わりたいと思いますが、事務局のほうから何か連絡事項等ございましたらお願いします。

地域コミュニティ課長 本日は長時間にわたりまして貴重なご議論、ありがとうございました。今後も活発な議論をお願いしたいと思います。

A委員 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回（仮称）町会・自治会活性化推進条例検討委員会を終了させていただきます。どうも今日はご苦労さまでした。ありがとうございます。